

後援名義使用等申請内容確認表

申請日	年　月　日
主催者・共催者	
行事名	

後援名義使用等の承認基準について

主催者が、以下①から⑤のいずれかに該当する。

①国又は地方公共団体

②公共的団体

③公益法人又はこれに準ずる団体

1 ④新聞社及び放送会社等の報道機関

⑤上記①から④までに該当しない団体かつ次の要件を満たす団体

・規約、会則等の定めがあり、団体の所在地、目的、組織体制が明確であること

・事業遂行能力が十分であると認められること

・暴力団及び暴力団密接関係者でないこと(主催者の構成員を含む)

主催者が、以下①から③のいずれにも該当する。

①営利を目的としない団体(ただし、営利を目的とする団体の場合であったとしても、申請する事業が非営利かつ大阪・関西万博の機運醸成又は来場促進に顕著に寄与するものであるときは、営利を目的としない団体として推定することができる。)

2 ②政治結社・思想団体・宗教団体・暴力団暴力団及び暴力団密接関係者・その他これに類する団体でないこと

③事業実施に際し、大阪府若しくは大阪市に対して金品の寄附、援助又は事業参加等を強要する又はその恐れがない団体

3 大阪・関西万博の機運醸成又は来場促進に顕著に寄与する事業である。

4 府民又は大阪市民が自由に参加できる事業である。ただし、限られた会員のみであっても、その事業の効果が一般に広く波及すると認められるものを含む。

5 営利や売名行為を主たる目的としない事業である。

6 公序良俗に反することのない事業である。

7 事業実施に際し、大阪府若しくは大阪市に対して金品の寄附、援助又は事業参加等の強要の恐れがない事業である。

8 大阪府暴力団排除条例第14条及び第15条の規定に違反しない事業である。

9 事業実施に当たって、公衆衛生及び災害防止に十分な設備及び措置が講じられているとともに、その他、関係法令を遵守されている事業である。

10 参加料・入場料・出品料が一般基準とかけ離れたものでない事業である。

11 展覧会や競技会については審査が公平及び公正に行われる見込みがある事業である。

12 その他、後援名義使用等の承認をすることが不適当と認められる事由がない事業である。